

「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件の一部を改正する告示」についての解説

平成22年1月15日
文部科学省研究振興局
ライフサイエンス課
生命倫理・安全対策室

今回の二種告示改正の主なポイント

- 1 新たに使用実績や科学的知見が蓄積された微生物等を別表第二に位置づけ
- 2 微生物の分類の見直し
 - (1) 哺乳動物等に対する病原性を持たない微生物等の取扱いを整理
 - (2) 哺乳動物等に対する病原性を有するウイルスの取扱いを整理

改正の具体的内容

- 1 新たに使用実績や科学的知見が蓄積された微生物等を別表第二に位置づけ
具体的に追加された微生物等は新旧対照表を参考願います。
- 2 微生物の分類の見直し
 - (1) 哺乳動物等に対する病原性を持たない微生物等の取扱いを整理

改正前は、以下の微生物等を哺乳動物等に対する病原性を持つものとしてクラス2に位置づけていたが、リスクについて再検討した結果、哺乳動物等に対する病原性はないものと判断されたため、クラス1に再分類した。

ただし、これらの微生物には、家畜伝染病予防法に基づいて、ミツバチに対する届出伝染病の病原体に指定されているものがあるので、引き続き取扱いには留意が必要である。

- ・ *Ascosphaera apis*
- ・ *Nosema apis*
- ・ *Acarapis woodi*
- ・ *Varroa jacobsoni*

(2) 哺乳動物等に対する病原性を有するウイルスの取扱いを整理

改正前は、以下のウイルスを哺乳動物等に対する病原性を持たないものとしてクラス1に位置づけていたが、リスクについて再検討した結果、哺乳動物等に対する病原性があるものと判断されたため、クラス2に再分類した。

- Adenovirus (Fowl adenovirus 1 型から 3 型まで及び 5 型から 1 1 型まで、Equine adenovirus、Porcine adenovirus 1 型から 4 型まで並びにTurkey adenovirus 1 型及び 2 型に限る。)
- Avian astrovirus
- Avian pneumovirus
- Avian reovirus
- Avian enterovirus
- Bovine immunodeficiency virus (略称BIV)
- Bovine enterovirus (1 型及び 2 型)
- Equine herpesvirus 2 型及び 5 型から 8 型まで
- Getah virus
- Kilham rat virus
- Lactic dehydrogenase virus
- Mouse encephalomyelitis virus
- Parvovirus (Bovine parvovirus、Canine parvovirus、Feline parvovirus、Goose parvovirus、Mink parvovirus、Porcine parvovirusを除く。)
- Pneumonia virus of mice (略称PVM)
- Poikilothermal vertebrate retrovirus
- Shope fibroma virus
- Turkey herpesvirus

また、以下のウイルスは改正後も引き続きクラス1に分類することとする。

- Adeno-associated virus
- Lucke virus
- Porcine enterovirus A型及びB型
- Reovirus 1 型から 3 型まで

その他

二種告示において使用されている表現のうち、誤解が生じやすいものについて、併せて解説。

1 ウイルス等の記載方法について

(1) 以下のウイルス名は属全体あるいは複数の種を指している。

- ・ Avian pox virus : Fowlpox virus等を含むAvipoxvirus 属を指す。
- ・ Coronavirus (SARS coronavirus を除く。) : 属を指す。
- ・ Cytomegalovirus : Porcine cytomegalovirus等を含む属を指す。
- ・ Lagovirus : Rabbit hemorrhagic disease virus等を含む属を指す。
- ・ Papillomavirus : 属を指す。
- ・ Polyomavirus : 属を指す。
- ・ Norovirus : 属を指す。
- ・ Rhinovirus : 本告示中で掲げられているBovine rhinovirus、Equine rhinovirus、Human rhinovirus A及びBは各々複数の種を指す。
- ・ Sapovirus : 属を指す。
- ・ Vesivirus :
Feline calicivirus、Vesicular exanthema of swine virus等を含む属を指す。
- ・ Duck hepatitis virus : 複数の種を指す。
- ・ Human enterovirus : 複数の種を指す。

(2) 以下の生物は「真菌」に分類されるとする考え方もあるが、本告示では「原虫」の項に位置づける。

- ・ *Pneumocystis*

2 実験分類クラス1に分類される生物種について

クラス2、3、4に掲げるもの以外のもの(哺乳動物等に対する病原性がないものに限る。)をクラス1に属するものとしている。詳細は[こちら](#)を御参考願います。